

○群馬県少年補導員等設置運営要綱の制定について（例規通達）

平成23年1月18日
群本例規第1号（少）警察本部長

〔沿革〕

平成29年5月群本例規第11号（少）、令和2年3月第11号（務）改正

このたび、少年警察ボランティア活動の効果的推進を図るため、別添のとおり群馬県少年補導員等設置運営要綱（以下「要綱」という。）を制定し、平成23年4月1日から施行することとしたので、次の事項に留意し、効果的な運営に努められたい。

なお、群馬県少年補導員設置運営要綱の制定について（平成17年群本例規第5号）は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

非行少年等の早期発見及び早期補導、要保護少年に対する保護、有害環境の浄化等少年の非行防止及び健全育成に係る取組みは、警察のみが行うものではなく、広く地域社会全体が自身の問題として取り上げ、それぞれの実情に即応した具体的な施策をもって推進されなければならない。そのため、少年警察ボランティアの立場を明確にするとともに、その活動を活性化させることによって、より効果的な運用を図るために本要綱を制定するものである。

第2 運用上の留意点

1 委嘱等

(1) 警察署長（以下「署長」という。）は、少年補導員を推薦する場合は、次の事項に配意すること。

ア あらかじめ少年関係機関・団体等の意見を聴くなどの方法により、適任者を選出すること。

イ 管内の少年人口、少年をめぐる各種の環境、非行少年等の居住実態等を考慮し、一定地域の居住者又は特定の職域階層に偏することのないよう配意すること。

(2) 生活安全部子供・女性安全対策課長（以下「子供・女性安全対策課長」という。）は、大学生少年サポーターについては、県内に在住し、又は通学し、その考え方や行動に責任を持ち、真に少年の非行防止及び健全育成に熱意を有するおおむね24歳以下の者を推薦すること。

なお、これにより、少年補導員に大学生等の若者を推薦することを妨げるものではなく、要綱第2の1の要件を満たす者であれば推薦することができる。

2 任期、解嘱等

要綱第3の2中「非行があったと認められる場合」とは違法行為があった場合、社会道徳上において少年補導員等としてふさわしくない行為のあった場合等をいい、「少年補導員等として任務を遂行できないと認められる場合」とは、心身の故障、生活の多忙等環境が変化したことにより事実上任務の遂行が困難と認められる場合等をいう。

3 任務、活動要領

(1) 要保護少年の発見保護

少年補導員等は、警察や福祉機関の目の届かない点についてまで、実情を知り得る機会が多いことから、放置すれば非行化し、又は転落のおそれのある少年の発見に努め、これを発見した場合は、保護のため必要な措置を講じるとともに、速やかに受持警察官等に通報すること。

(2) 非行少年等の発見補導

少年補導員等は、日常生活を通じ、活動地域に密着した非行少年等の発見補導に努め、事案の内容に応じ、速やかに受持警察官等に通報すること。

なお、原則として、少年補導員等全員による独自の一斉街頭補導は、少年補導員等が自発的に警察官と共同の街頭補導を申し出た場合又は署長等（署長又は子供・女性安全対策課長をいう。以下同じ。）が必要と認めた場合を除き、実施しないこと。

(3) 少年相談

少年補導員等は、少年、保護者等から、非行防止又は少年の福祉に関して相談を受けた場合は、速やかに受持警察官等に通報し、独断で対応方法を判断することなく、指導及び助言を仰ぎ、適切な措置を講じること。

(4) 立ち直り支援

要保護少年や非行少年等は、家庭環境に問題がある場合が多く、地域社会での見守りや声かけ等が重要であることから、少年補導員は、活動でかかわった少年に対し、立ち直りのための支援を行うこと。

(5) 繼続補導

ア 署長は、特に継続して注意及び助言を行う必要があると認められる非行少年について、次の事項に留意の上、当該非行少年にとって最も適任と認められる少年補導員に継続補導を依頼するものとする。

(ア) 保護者等から依頼があり、又は承諾が得られていること。

(イ) 繼続補導打切りの時期を誤らないようにすること。

イ 前記アにより署長から依頼を受けた少年補導員は、次の事項に留意の上、継続補導を行うものとする。

(ア) 期間はおおむね6か月程度とし、補導の都度、その情状を受持警察官等に報告すること。

(イ) 必要以上に家族問題に立ち入るなど保護者から批判を受けることのないようにすること。

(6) 有害環境の発見浄化

少年補導員等は、日常生活を通じ、非行の誘引となると認められる出版物、広告物、がん具類等、非行化の温床となりやすい享楽的な諸営業、非行少年のたまり場等少年の非行防止及び健全な育成を阻害するおそれがあると認められる有害環境の発見に努め、これを発見した場合は、速やかに受持警察官等に通報するとともに、有害環境の浄化に努めること。

(7) 地域住民に対する啓もう

少年補導員は、地域住民に対し、各種少年非行防止活動への積極的な参画を働き掛けるなど地域における少年の非行防止及び健全育成気運の醸成を図ること。

(8) その他

ア 少年補導員は、地域の実情に応じ、少年の非行防止及び健全な育成に通じる活動の実施に努めること。

イ 少年補導員は、交付された表札を自宅玄関付近の見やすい場所に掲出し、活動の便に供すること。

4 少年補導員等に対する教養

署長等は、少年補導員等に対し、少年非行の傾向、関係法令、補導技術、心構え等任務遂行上必要な事項について、少年補導員連絡会等の機会を利用して隨時教養を実施すること。

5 少年補導員連絡会等

署長等は、所管する少年補導員等で構成する少年補導員連絡会等に関して、本制度の趣旨に適合した運営を行うこと。

別添

群馬県少年補導員等設置運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、少年補導員等（群馬県少年補導員（以下「少年補導員」という。）及び群馬県大学生少年サポーター（以下「大学生少年サポーター」という。）をいう。以下同じ。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 委嘱等

- 1 警察署長（以下「署長」という。）は、管内の住民の中から次の要件すべてを具備する者を少年補導員の候補者として、群馬県少年補導員等推薦書（別記様式第1号）により生活安全部子供・女性安全対策課長（以下「子供・女性安全対策課長」という。）を経て、警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
 - (2) 任務の遂行に熱意を有すること。
 - (3) 地域の実情に精通していること。
 - (4) 身体的及び年齢的に健康で活動力を有すること。
 - (5) 生活が安定していること。
 - (6) 時間的余裕があること。
- 2 子供・女性安全対策課長は、県内の大学生の中から、次の要件すべてを具備する者を大学生少年サポーターの候補者として、群馬県少年補導員等推薦書により本部長に推薦するものとする。
- (1) おおむね24歳以下であること。
 - (2) 人格及び行動が模範的であること。
 - (3) 責任感を有すること。
 - (4) 少年の非行問題に対し深い関心を持ち、任務の遂行に熱意を有すること。
 - (5) 心身共に健康であること。
- 3 本部長は、前記1又は2の規定により、推薦された者の中から適任と認められる者を少年補導員等として委嘱するものとする。この場合において、少年補導員には委嘱状（別記様式第2号）、身分証明書（別記様式第3号）、表札（別表第1）及び腕章（別表第2）を、大学生少年サポーターには委嘱状、身分証明書及び腕章（別表第3）を交付するものとする。
- 4 署長及び子供・女性安全対策課長（以下「署長等」という。）は、自らの推薦に係る少年補導員等について、名簿を備え付けておくものとする。

第3 任期、解嘱等

- 1 少年補導員等の任期は、少年補導員にあっては2年、大学生少年サポーターにあっては1年とする。ただし、再委嘱をすることを妨げない。
- 2 署長等は、少年補導員等に少年補導員等たるにふさわしくない非行があったと認められる場合、少年補導員等として任務を遂行できないと認められる場合又は少年補導員等自ら解嘱の申出があった場合は、速やかに、少年補導員等解嘱上申書（別記様式第4号）により、子供・女性安全対策課長を経て本部長に上申しなければならない。
- 3 本部長は、前記2の規定による上申を受けた場合は、その内容を審査した上、解嘱する必要があると認めたときは、解嘱するものとする。この場合において、本部長は、解嘱に係る少年補導員等に解嘱通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。
- 4 少年補導員等は、任期が満了した場合又は解嘱された場合は、交付された身分証明書、表札及び腕章を返納しなければならない。

第4 活動区域

少年補導員等の活動区域は、少年補導員にあっては、原則として、住居地を所管する交番・駐在所の所管区、大学生少年サポーターにあっては県内全域とする。

第5 任務

- 1 少年補導員は、居住地域に密着した活動により、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 要保護少年の発見保護に関すること。
 - (2) 非行少年等の発見補導に関すること。
 - (3) 少年相談に関すること。
 - (4) 立ち直り支援に関すること。
 - (5) 繙続補導に関すること。
 - (6) 少年をめぐる有害環境の発見浄化に関すること。
 - (7) 少年非行防止のための地域住民に対する啓蒙指導に関すること。
 - (8) その他地域における少年の非行防止及び健全育成に関すること。
- 2 大学生少年サポーターは、若者の特性を生かした活動により、次に掲げる任務を行うものとする。
 - (1) 要保護少年の発見保護に関すること。
 - (2) 非行少年等の発見補導に関すること。
 - (3) 少年相談に関すること。
 - (4) 立ち直り支援に関すること。

- (5) 少年をめぐる有害環境の発見浄化に関すること。
- (6) その他少年の非行防止及び健全育成に関すること。

第6 活動要領等

- 1 少年補導員等は、その任務を遂行する場合は、原則として、腕章を着用するものとする。
- 2 少年補導員等は、その任務を遂行した場合は、速やかに、受持ちの交番・駐在所、警察署生活安全課又は生活安全部子供・女性安全対策課少年サポートセンター係（以下「少年サポートセンター係」という。）の警察官又は少年警察補導員（以下「受持警察官等」という。）に通報するものとする。
- 3 前記2の規定による通報又は報告を受けた受持警察官等は、速やかに、少年補導員等連絡票（別記様式第6号）により、署長等に報告しなければならない。
- 4 前記3の規定による報告を受けた署長等は、必要により、措置結果、今後の対応方策等について、受持警察官等を経て、当該報告に係る少年補導員等に連絡し、又は助言するものとする。

第7 少年補導員等の遵守事項

- 1 少年補導員等は、その任務の遂行を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。解嘱後も同様とする。
- 2 少年補導員等は、活動に際し、その地位を濫用して次に掲げる事項を行ってはならない。
 - (1) 少年等の人権を侵害すること。
 - (2) 民事事件又は刑事事件に介入するなど公正を疑われるようなこと。
- 3 少年補導員等は、その地位を利用して選挙運動を行うなど職務の中立性を疑われることがないようにしなければならない。

第8 報告

少年補導員等が実施した活動内容の報告については、別途定めるところにより行うものとする。

第9 協議会等

- 1 少年補導員等の補導知識・技能の向上を図り、少年非行防止対策の効果的実施方法等について連絡協議するため、警察本部に群馬県少年補導員等連絡協議会（以下「協議会」という。）を、警察署単位に当該警察署の名称を冠した少年補導員連絡会（以下「少年補導員連絡会」という。）を、子供・女性安全対策課に群馬県大学生少年サポーター連絡会（以下「少年サポーター連絡会」という。）を置くものとする。
- 2 協議会等の構成員は、次表のとおりとする。

協議会等	構成員
協議会	少年補導員
	大学生少年サポーター
少年補導員連絡会	少年補導員
大学生少年サポーター連絡会	大学生少年サポーター

- 3 協議会は、毎年1回、少年補導員連絡会及び大学生少年サポーター連絡会は、適宜開催するものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、随時開催するものとする。

別記様式省略